

令和5年（2023年）12月13日

広報とよなか宅配委託業者による同配物宅配業務の不履行について

下記のとおり、広報とよなかに挟み込み同配すべき市広報物が一部適正に宅配されていない事案が発覚しました。結果として、必要な市政情報を一部地域にお住まいの市民に適時適切にお届けできなかったこととお詫びいたします。

1. 発覚日時

令和5年12月4日（月）13時頃

（環境部家庭ごみ事業課から都市経営部広報戦略課に問い合わせ有）

2. 発生場所

豊中市蛸池南町集合住宅ゴミ集積場

3. 内容

- ・12月4日（月）に市内蛸池南町の集合住宅ゴミ集積場に「とよなか市議会のうごき12月 第279号」が「広報とよなか12月号」とともに大量に投棄されていた旨を、ごみ収集員から環境部家庭ごみ事業課に報告があり、広報戦略課に連絡が入る。
- ・上記事案を受け、同日、広報戦略課から宅配業務の委託先である株式会社リビングプロシードに連絡し、事実確認の調査と報告を求める。
- ・12月11日（月）委託先担当者が来庁し、社内での調査の結果、「とよなか市議会のうごき12月 第279号」の未配と広報とよなか12月号の残数も合わせた市広報物の投棄の事実確認の報告を受ける。
- ・該当地域は、蛸池東町1丁目及び2丁目の全域（約900戸）で、当該地域の配布担当者1名が本年7月以降、広報とよなか本誌のみを宅配し、同配物は挟み込まず廃棄していた。
未配同配物は、別添参考資料のとおり。
- ・個人情報の流出はありません。

4. 今後の対応

- ・委託先に対して、他の宅配地域も含めた全社的な調査の実施をさせる
- ・市業務の受託者として、具体的な再発防止策の報告を求める
- ・未履行业務にかかる委託料の返金を求める
- ・必要に応じた未配同配物の再宅配 など

5. 再発防止策

- ・市民からの広報物未配連絡があった際の配布状況調査の徹底
- ・市内在住職員による定期的な配布状況の確認

【報道機関からの問い合わせ先】

都市経営部 広報戦略課 担当：田中

電話：06-6858-2760

E-Mail：kouhou@city.toyonaka.osaka.jp

< 参考資料 >

蛭池東町 1 丁目、2 丁目 未配の広報誌同配物一覧

	配布物	発注担当課
2023 年 7 月号	とよなか市議会のうごき 7 月 第 277 号	市議会事務局 議事課
	救急ガイド	消防局 救急救命課
2023 年 8 月号	省エネ家電の購入促進事業	ゼロカーボン推進課 (委託：広済堂ネクスト)
2023 年 9 月号	環境部からのお知らせ「充電式電池内蔵の 小型家電・電池類」の定期収集開始	家庭ごみ事業課
	とよなか市議会のうごき 9 月 第 278 号	市議会事務局 議事課
2023 年 10 月号	とよなかの上下水道 No.52	上下水道局 経営企画課
	病院だより No.58	市立豊中病院 経営企画課
2023 年 11 月号	認知症予防パンフレット	コロナ健康支援課
2023 年 12 月号	とよなか市議会のうごき 12 月 第 279 号	市議会事務局 議事課

※ 豊中市社会福祉協議会発注分

2023 年 9 月号	みんなの福祉 敬老お祝い号	市社協
2023 年 11 月号	みんなの福祉 第 138 号	市社協